

大阪府中小企業支援交付金有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 公益財団法人大阪産業局（以下「法人」という。）が実施する大阪府中小企業支援交付金（以下「交付金」という。）事業について、法人が実施した事業の効果検証や、今後の方向性について専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、大阪府中小企業支援交付金有識者会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本会議の委員は、次の各号に掲げる事項について、助言・提言を述べるものとする。

- (1) 府の設定した達成目標に係る交付金事業の進捗状況の妥当性
- (2) 交付金事業の実績・目標達成状況の妥当性
- (3) 企業ニーズの変化等に対する事業執行の妥当性
- (4) 交付金制度のあり方や、運営方法の改善点

(組織)

第3条 本会議の委員は、以下に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業経営者
- (3) 中小企業支援機関関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。

3 任期は、1回に限り更新できるものとする。

(会議)

第4条 本会議は、事務局が招集する。

2 事務局は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 事務局は、大阪府商工労働部商工労働総務課に置く。

(謝礼金等)

第6条 事務局は、本会議に出席した委員に対して、謝礼金等を支給する。

2 委員の謝礼の額は、日額18,000円とする。

3 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、本会議により知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営について必要な事項は、事務局において別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。